

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和6年度優良緑地確保計画認定制度に 係る審査支援業務	支出負担行為担当官 内田 欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.10.15	共同提案体(代表者) (公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、改正都市緑地法に基づく優良緑地確保計画の認定制度 (以下、「認定制度」という。)について、緑地確保事業者(以下、「事業 者」という。)から申請があった際に、申請内容の評価基準への適合性 についての調査を含む審査の支援を行うとともに、認定にあたり適切 かつ公正な審査を行うための審査委員会の開催補助等を行うもので ある。 本業務の履行にあたっては、都市緑地における価値やその課題への 理解と、制度の全体的な広がりを目指した上で認定取得のインセン ティブ等を効果的に発信する知見が必要である。 そのため、本件は価格中心による一般競争ではなく、「都市の緑地に 係る審査に関する業務」の実績を有していることを条件とした上で、特 定テーマで、「申請書類の審査及び審査委員会を、効率的かつ円滑に 進めるうえで、想定される課題とその対応方法として留意すべき点を 具体的に提案すること」及び、「認定式を、認定された事業者や制度の 普及啓発の観点から効果的な内容とするために重要な工夫点につ いて、具体的に提案すること」を設定し、優れた業者を選定する企画 競争を経て発注することが適切であり、当該手続きを行ったところであ る。 企画競争実施のため、令和6年8月22日から令和6年9月12日まで の期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関 する企画を募集したところ、7者が説明書の交付を求め、9月12日ま でに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった2者の企画提 案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審 査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に 諮った結果、令和6年度優良緑地確保計画認定制度に係る審査支援 業務都市緑化機構・プレック研究所共同提案体の企画提案が特定され た。 上記相手方からは適切な企画提案が行われており、他者と比べて優 れていることから当該法人を特定したものである。 したがって本業務については、会計法第29条の3第4項および予算決 算及び会計令第102条の4第3号に基づき、令和6年度優良緑地確 保計画認定制度に係る審査支援業務都市緑化機構・プレック研究所 共同提案体と随意契約を行うものである。	28,996,000	28,996,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	
鉄道施設の液状化被害軽減のための脈状 地盤改良工法の経年変化評価	支出負担行為担当官 千葉 信義 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.10.15	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、本委託研究は、国土交通省の交通運輸分野に係 る政策課題の解決に資する研究開発を重点的に実施するため、国土交通省総合政策局技術政策課により設置された学 識経験者等からなる交通運輸技術開発推進外部有識者会 合において、あらかじめ研究開発課題の公募を行い、同外部有 識者会合において審査基準に基づき審査された結果、「鉄道 施設の液状化被害軽減のための脈状地盤改良工法の経年 変化評価」(公益財団法人鉄道総合技術研究所、東日本旅 客鉄道株式会社、ライオン工業株式会社からなる共同研究体) が研究課題として選定されたものである。 以上のことから、本委託研究は、審議会等により委託先が決定 された者との委託契約に該当するで会計法第29条の3 第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に より、随意契約するものである。	46,690,870	30,349,000	65.00%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和6年度 鉄道構造物の耐震設計に関する調査研究	支出負担行為担当官 千葉 信義 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.10.25	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鉄道構造物の設計については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付け国土交通省令第151号)」第24条の解釈基準に鉄道構造物等設計標準(以下「設計標準」という。)として位置付けられている。設計標準(耐震設計)は、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震による鉄道構造物の被害を受け平成10年に制定されたものであり、その後、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成24年に2地震動の見直し等の改訂を行っている。 前回改訂から10年以上が経過し、この間に発生した大規模地震や最新の地震工学の知見等を踏まえた設計標準(耐震設計)の改訂の必要性を検討する必要がある。 本業務は、標準的な地震動及び強震動予測手法の算定方法の見直しや危機耐性の定量評価手法の必要性について検討を行うことにより、設計標準(耐震設計)の改訂の必要性を検討することを目的とする。 鉄道構造物の耐震設計に関する調査の目的及び内容に鑑みれば、本請負業務を遂行する者には、鉄道構造物の耐震設計のみならず、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データの蓄積が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見を有しており、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を作成し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を集約しているため、本調査の実施が可能なのは国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保は極めて困難と判断される。 当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	19,917,323	19,910,000	99.96%	-	公財	国認定	1者	
令和5年度 立地適正化計画の実効性の向上に向けた基礎的データ調査収集検討業務(第1回変更)	支出負担行為担当官 内田 敦也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.11.15	共同提案体(構成員) (公財)都市計画協会 東京都千代田区紀尾井町3-32	5010005018899	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、立地適正化計画の評価にあたって、これまで実施してきた「都市構造の評価に関するハンドブック」「都市モニタリングシート」「都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイドライン」、「都市計画データ標準製品仕様書」、「都市計画基礎調査実施要領」の作成や、「都市計画決定GISデータ 全国データダウンロードページ(試行版)」の整備といったこれまでの取組のあり方を検証した上で、更新を行う。また、今後、都市計画基礎調査等を立地適正化の評価等に役立てる方法について検討することで、立地適正化計画の実効性を向上することを目的とする。 本業務の履行にあたっては、都市計画基礎調査等の結果を立地適正化計画の評価へ活用する手法についての検討や、今後の都市計画関連情報の整備・更新の方針検討など、高度な知識・技術を有していることが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年1月26日から2月16日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、13者が業務説明書の交付を求め、2月16日までに1書から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、日建設計総合研究所・都市計画協会・土地総合研究所・アジア航測共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計法第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	54,989,000	54,989,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
庭園等の魅力発信および管理技術の普及に関する検討調査(第1回変更)	支出負担行為担当官 内田 欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.11.29	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、横浜市で開催される2027年国際園芸博覧会を見据え、国土交通省でこれまで実施してきた海外日本庭園の修復支援により形出した体制やネットワークを強化するとともに、これらを活用した日本庭園の技術の普及・啓蒙の在り方を検討するとともに、日本の各地域の庭園等が連携した観光等による地域振興に関する取組のネットワークを強化するための検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、現地において実現性の高い海外日本庭園の修復計画の作成に能力や、日本庭園に関する造園技術の普及・啓蒙のあり方について検討を行う能力及び庭園等を観光資源として捉えた地域振興に関する取組の普及を図るための検討を行う能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年1月29日から令和6年2月26日までの期間、庁内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	33,990,000	33,935,000	99.84%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 鉄道軌道の維持管理に関する調査研究	支出負担行為担当官 千葉 信義 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.12.5	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鉄道構造物の維持管理に係る技術基準は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付け国土交通省令第151号)」第87条の解釈基準に鉄道構造物等維持管理標準(以下「維持管理標準」という。)が位置付けられている。維持管理標準には、鉄道構造物の維持管理の原則から各検査、措置、記録まで維持管理の一連の基本的事項が規定されている。 鉄道事業者における軌道の維持管理業務は、列車脱線事故等を防ぐために重要な業務であり、劣化が進行する兆候をいち早く捉えることが必要であることから、線路の巡視、変位の検査の高度化、効率化等が求められているところである。 平成19年には、鉄道構造物等維持管理標準(軌道編)について、維持管理の実務者に理解しやすい手引きが作成され、15年以上が経過している。 本業務では、このような状況を踏まえ、鉄道事業者の線路巡視等の方法の調査や巡視における観点の検討を行い、その結果を整理し、維持管理標準の補正としての手引きに反映させるための調査研究を行うことを目的とする。 鉄道軌道の維持管理に関する調査の目的及び内容に鑑みれば、本請負業務を遂行する者には、鉄道軌道のみならず、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データの蓄積が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見を有しており、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を作成し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を蓄約しているため、本業務の実施が可能なのは国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保は極めて困難と判断される。 当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	2,978,308	2,970,000	99.72%	-	公財	国認定	1者	
港湾の防災拠点の形成に向けた防災計画策定のためのガイドライン作成検討業務	支出負担行為担当官 港湾局長 福田 雅裕 東京都千代田区霞が関2-1-3	R6.12.5	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 企画競争を採用し、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、最優秀と認められていると評価された者を契約の相手方として特定したため。	19,910,000	19,074,000	95.80%	-	公社	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。